

原油価格・物価高騰等に関する 農林水産分野支援等情報

福島県農林水産部 (令和7年4月1日 発行)

【目次】

	ページ
I 全般的な情報	
① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口	1
II 農業関係情報	
① 制度資金（農業分野）	2
② 農家経営安定資金による支援（県事業）	2
③ 飼料価格高騰に対する支援	
i 配合飼料価格安定制度（国事業）（○）	3
ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援	
i 施設園芸等燃料価格高騰対策（国事業）（○）	4
III 林業関係情報	
① 制度資金（林業分野）	4
IV 水産関係情報	
① 制度資金（水産分野）	4
② 水産業を支援する対策	
i 漁業経営セーフティネット構築事業（国事業）（○）	5
ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業（県事業）（■）	5

- (摘要) ○ 既存の制度等
■ 令和6年度政府予算第1次補正予算
★ 令和7年度当初予算

I-① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口

《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、原油価格高騰や、物価高騰（飼料や肥料等の価格高騰）に係る経営相談や、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
 （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）
 （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）
 （水産関係）水産事務所
- また、農林水産省においては、ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口を設置し、下記HPにて原油価格高騰等に対する支援策を発信しています。

【農林水産省HP（ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口）】

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html#02>

《問い合わせ先》			
担当部署	電話番号	担当分野	
県北農林事務所	農業振興普及部	024-521-2609	農業
	伊達農業普及所	024-575-3181	〃
	安達農業普及所	0243-22-1127	〃
	森林林業部	024-521-2632	林業
県中農林事務所	農業振興普及部	024-935-1321	農業
	田村農業普及所	0247-62-3113	〃
	須賀川農業普及所	0248-75-2180	〃
	森林林業部	024-935-1362	林業
県南農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1563	農業
	森林林業部	0247-33-2123	林業
会津農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5308	農業
	喜多方農業普及所	0241-24-5742	〃
	会津坂下農業普及所	0242-83-2112	〃
	金山普及所 森林林業部	0241-54-2801 0241-24-5733	〃 林業
南会津農林事務所	農業振興普及部	0241-62-5264	農業
	南郷普及所	0241-72-2243	〃
	森林林業部	0241-62-5372	林業
相双農林事務所	農業振興普及部	0244-26-1151	農業
	双葉農業普及所	0240-23-6473	〃
	森林林業部	0244-26-4304	林業
	富岡林業指導所	0240-23-6084	〃
いわき農林事務所	農業振興普及部	0246-24-6162	農業
	森林林業部	0246-24-6192	林業
水産事務所	0246-24-6174	水産	

Ⅱ－① 制度資金（農業分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子化・実質無担保化などの支援策があります。なお、日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業農業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②1.15～1.65% (当初5年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			

※ 貸付利率は、令和7年3月19日現在（利率は貸付時期により変動します）

Ⅱ－② 農家経営安定資金による支援

《概要》

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

《貸付対象者》

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

《資金用途》

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金

(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

《貸付限度額》

500万円以内（貸付限度額まで複数回利用可能）

《償還期限》

5年以内（据置1年以内）

《貸付利率》

1.7%以内（令和7年4月1日現在）※令和7年4月1日現在の利率で固定となります。

《取扱融資機関》

県内各農協（ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ）、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

詳しくは、以下のHPをご確認下さい。

【県農業経済課HP（農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金）の融通について）】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuul3.html>

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

II-③ 飼料価格高騰に対する支援

i 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立てによる「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填（国と配合飼料メーカーが積立て）」の二段階の仕組みにより生産者に対して、補填金を交付します。

【農林水産省HP（配合飼料価格安定制度について）】

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/

ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填を受けても生産者の配合飼料購入費の実質負担が高止まりしていることから、その一部を支援します。加えて、子牛価格が低迷する和牛繁殖経営の繁殖雌牛増頭による規模拡大を支援することで、経営の安定化に取り組みます。

《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方（配合飼料上昇分の一部補助）

繁殖肥育一貫経営を除く和牛繁殖経営者（増頭した繁殖雌牛の飼料代一部補助）

《補助対象》

令和7年度

《支援内容》

定額：下限400円～上限2,000円/トン以内（配合飼料上昇分の一部補助）

150千円/頭（増頭した繁殖雌牛の飼料代一部補助）

iii 酪農飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安等による輸入粗飼料価格の高止まりの影響で、本県の酪農経営が圧迫されていることから、緊急的に輸入粗飼料の購入費用の一部を補助するとともに、安定的に経営ができるよう、牛群検定の普及・拡大により経営体質の強化を図ります。

《助成対象者》

本県酪農家

《補助対象》

ア 令和7年4月1日から令和8年3月10日までに購入した年度内に利用する輸入粗飼料

イ 牛群検定に必要な機器の導入経費、検定情報に基づく飼養管理改善経費

ウ 生産者団体が開催する研修会経費

《補助額》

ア 定額：上限2,000円以内/トン

イ 3/4以内

ウ 定額

(問い合わせ先)

県庁 畜産課 024-521-7364 (i、iiの事業)

024-521-7365 (iiiの事業)

II-④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援

i 施設園芸等燃料価格高騰対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的に、燃料使用量の15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を策定した農業者団体等に対して、燃料価格が一定基準を上回った場合に農業者と国の拠出による資金から補填金を交付します。

【農林水産省HP（施設園芸等燃料価格高騰対策関係）】

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nyenyu/nyenyu_taisaku1.html

(問い合わせ先)

福島県担い手育成総合支援協議会施設園芸セーフティネット構築事業事務局（県庁園芸課内）024-521-7355

III-① 制度資金（林業分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧下さい。

【株式会社日本政策金融公庫HP】<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業林業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②1.15~1.65% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
(特例措置内容)				
・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内)				
・利子助成による融資当初10年間の実質無利子				
・実質無担保化・無保証人化				

※ 貸付利率は、令和7年3月19日現在（利率は貸付時期により変動します）

(問い合わせ先)

県庁 森林計画課 024-521-7426

各農林事務所森林林業部（林業指導所）（I-①記載の連絡先を参照）

IV-① 制度資金（水産分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧下さい。

【株式会社日本政策金融公庫HP】<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業 セーフティ ネット 資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業漁業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②1.15～1.70% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
(特例措置内容)				
<ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) 利子助成による融資当初5年間の実質無利子 実質無担保化・無保証人化 				

※ 貸付利率は、令和7年3月19日現在(利率は貸付時期により変動します)

(問い合わせ先) 県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

IV-② 水産業を支援する対策

i 漁業経営セーフティネット構築事業

《概要》

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立てます。

燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します(燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます)。

詳しくは以下のHPを御確認下さい。

【水産庁HP(漁業経営セーフティネット構築事業)】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/>

ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業

《概要》

漁業者が漁船の燃料消費量を削減し、漁業経営の改善を図る取組を支援します。

《補助対象者》

福島県漁業協同組合連合会、本県の漁業協同組合等

《支援内容》

燃料消費量の削減に資する以下の取組を対象とします。

- ・船底(船体)付着物等の除去(補助額2/3以内)

船体抵抗を軽減するため、船体を上架のうえ船底に付着したフジツボや貝殻等の付着物を除去する取組

- ・船底等の塗装(補助額2/3以内)

船体抵抗削減に資する防汚効果の高い船底塗料を塗装する取組。

(問い合わせ先) 県庁 水産課 024-521-7379
